

認可保育所、認定こども園、幼稚園
 地域型保育事業、横浜保育室
 病児・病後児保育事業 受託医療機関
 認可外保育施設、乳幼児一時預かり事業実施施設

設置者・園長・施設長各位

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長

横浜市集団接種会場における新型コロナワクチンの優先接種の対象拡大について（通知）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を踏まえた保育・教育を行っていただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、横浜市では、新型コロナワクチンの接種については、国の示す接種順位等に基づき、現在は基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者の優先予約を受け付けています。

このたび集団接種会場における優先接種の対象について、次のとおり拡大されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知内容について、貴施設の接種対象者に周知いただくようお願いいたします。

1 新たな優先接種対象

保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、病児・病後児保育事業、横浜保育室、認可外保育施設（施設型、居宅訪問型、乳幼児一時預かり事業）の従事者で、**横浜市の発行する接種券(※)をお持ちの方**

※ 横浜市では、7月19日に20歳代の方への接種券を発送する予定です。

2 優先接種対象とする期間

	予約開始日	接種期間（第1回目）★	接種期間（第2回目）★
期間①	7月26日（月）午前9時	8月2日（月）～8日（日）	8月23日（月）～29日（日）
期間②	8月2日（月）午前9時	8月9日（月）～15日（日）	8月30日（月）～9月5日（日）

★実施曜日は、接種会場により異なります。添付資料「会場一覧」を御確認ください。

※ **優先接種の対象となる期間は、上記①及び②のみ**です。

3 接種会場及び予約方法

(1) 接種会場

接種を受けることができるのは、市が各区に設置している「**集団接種会場（公会堂・スポーツセンターなど）**」のみです。**医療機関では優先予約を取ることはできません。**

※**期間①と期間②で会場が異なります**ので、ご注意ください。詳細は、添付資料「会場一覧」のとおりです。

(2) 予約方法

接種券に同封されているご案内に基づき、本市の「予約専用サイト」若しくは「予約センター電話」により、接種を受ける方がそれぞれ予約してください。

※市の予約サイト及び電話からは一部の医療機関の予約も可能ですが、**必ず集団接種会場を選択**してください。

予約専用サイト（毎日9時～23時59分）
<https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama>



予約センター電話（毎日9時～19時）
0120-045-112

(3) 接種時の持ち物

- ・接種券
- ・予診票
- ・本人確認書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・施設等が発行する「従事証明書」※

4 従事証明書の準備について

会場での接種時には、**優先接種対象であることを証明するために従事証明書の提示が必須**となります。

回収は行いませんので、同証明書を2回目の接種にもご持参ください。添付の証明書様式（ひな形）及び記入例を参考に、**各施設長または所属長が接種者の分を作成し**、ご準備をお願いします。

※証明書は予約時には不要です。

5 添付資料

- ・集団接種会場一覧
- ・従事証明書様式（ひな型）
- ・従事証明書の記入例
- ・FAQ

【担当】 こども青少年局保育・教育運営課

TEL：671-3564

E-mail：kd-unei@city.yokohama.jp